農地バンクを活用した地域の皆さんに協力金・奨励金をお支払いします！

1 機構集積協力金交付緊急対策事業

農地バンクを活用し、地域の農地を集積・集約化して生産性の向上を目指しましょう！

（1）地域集積協力金

地域の皆さんで話し合って、まとまった農地を農地バンクに貸し付けましょう！
農地バンクに貸し付けた農地の割合に応じて協力金をお支払いします。

【取組イメージ】

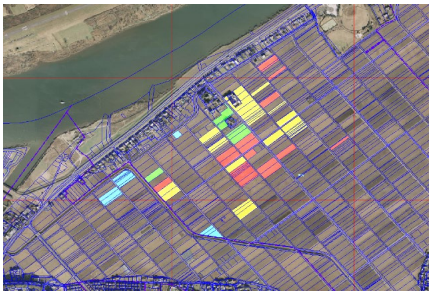

取組前

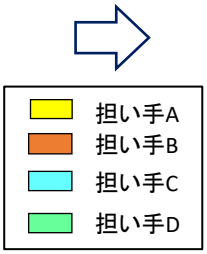

取組後

〈C県S町の事例〉
高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地の遊休化を懸念する担い手が、町担当者や農地の出し手に地区の農地の集積を提案し、農地バンクを活用して担い手への農地集積と集約化に結びつけました。

取組成果

- 担い手への集積面積（集積率）
  14ha（22%）から40ha（59%）に増加
- 担い手の平均経営面積
  4haから10haに拡大
  （1団地当たりの平均面積も拡大）

【交付イメージ】

① 地域の農地面積：68ha
② 地域内の農地バンクへの貸付面積：56ha
③ 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積：36ha
④ 新たに担い手に集積された面積：26ha

- 農地バンクの活用率
  ② ÷ ① ×100 ＝ 82%（区分1）
- 交付対象面積
  ③ ＝ 36ha
- 交付要件の確認
  ④ ÷ ③ ＝ 72% → OK
- 交付額
  ③ × 2.8万円/10a ＝ 10,080千円

□ 交付単価

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

地域に対して 10,080千円 を交付

※ 農地バンクを通じて農作業委託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

【交付要件】

以下の①～③のすべての交付要件を満たすことが必要です。

① 農地バンクの活用面積が一定以上であること

地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付面積（**農地バンクの活用率**）が**80%（中山間地域は60%）以上であること**が必要です。

$$\text{農地バンクの活用率} = \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積※（農地バンクを通じた農作業受委託含む）}}{\text{地域内の農地面積}}$$

※　事業実施以前の農地バンクへの貸付面積を含みます。

注　過去に交付を受けたことのある地域にあっては、前回交付を受けた区分よりも上位の交付区分で申請する必要があります。

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2		80%超	3.4万円/10a

②－１　交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること

交付対象面積（※）のうち**10%以上が新たに認定農業者や認定新規就農者等の担い手に貸し付け**られることが必要です。

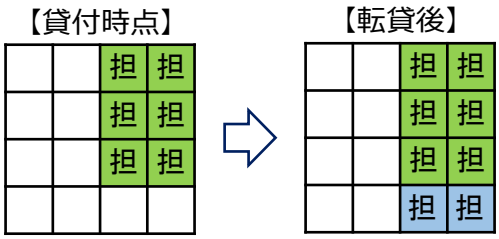

交付対象面積：16ha（１ha×16筆）
【貸付時点】
担い手への集積面積：６ha
【転貸後】
担い手への集積面積：８ha
新規集積面積：８ha－６ha＝２ha
→　２ha÷16ha＝**12.5%**

※　交付対象面積とは、対象期間内の貸付面積と農作業委託面積を指しますが、再貸付面積や貸付期間６年未満の農地を除きます。

②－２　同一の耕作者が耕作する団地面積が10%以上増加すること

地域の農地面積に占める**同一の耕作者が耕作する１ha以上の団地面積が10%以上増加**することが必要です。

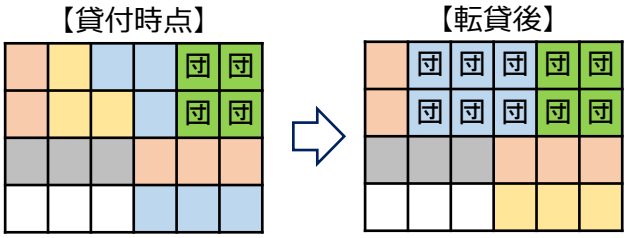

地域内の農地面積：7.2ha（0.3ha×24筆）
【貸付時点】
１ha以上の団地面積：1.2ha（17%）
【転貸後】
１ha以上の団地面積：3.0ha（42%）
増加割合：42%－17%＝**25%**

注　②－１又は②－２のいずれか一方の交付要件を満たすことで、交付申請可能となります。

③　農地バンクに団地として農地を貸し付けること

農地バンクへの貸付総面積のうち10%以上が１ha以上（中山間地域は0.5ha以上）**の団地である**ことが必要です。

地域内の農地面積：14.4ha（0.3ha×48筆）

農地バンクへの貸付総面積：11.7ha
農地バンクの活用率：81%（区分１）
１ha以上の団地面積：11.1ha

貸付総面積に占める１ha以上の団地面積
→11.1ha÷11.7ha＝**95%**

※　事業実施年度中の農地バンクへの貸付農地だけでなく、過年度の貸付農地で団地を構成している場合でも交付要件を満たします。